

判決年月日	平成29年11月29日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成29年(行ケ)第10071号		
○ 「COVERDERM」という商標の商標権者が化粧品について当該商標の使用をしていないと認定した審決の判断に誤りがあるとされた事例			

(関連条文) 商標法50条1項

(登録番号) 第4164563号

判 決 要 旨

原告は、次に掲げる事実によれば、審判の請求の登録前3年以内（以下「本件要証期間」という。）である平成23年11月23日に、原告のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、日本の需要者に向けて原告の「COVERDERM」という商標（以下「本件商標」という。）を付した商品に関する広告及び当該商品の注文フォームに本件商標を付して電磁的方法により提供していたことが認められることからすると、本件商標について日本国内で本件要証期間に商標法2条3項8号にいう使用をしたものといえる。

1 原告は、平成23年11月23日、冒頭に「Coverderm Product Order Form」と付した本件ウェブサイトにおいて、本件商標及び日本語でこれを仮名書きした「カバーダーム」という名称を表題に付して、「カバーダームは最先端のスキンケア化粧品の専門ブランドです。」などという文章を掲載した。そして、原告は、その下に「下記の空欄に必要事項をご記入のうえ、ご注文ください。」という文章を掲載した上、名、姓、住所、製品名、数量、メールアドレス、コメントの記入欄と送信ボタンを設けるなどして、原告の商品をインターネットで注文できるように設定するとともに、その下に「弊社製品に関する詳しい説明はこちらをクリックしてください。」という文章を掲載し、COVERDERMの商品の紹介ページにリンクさせていた。

なお、本件ウェブサイトの末尾には、「Copyright© Farmeco S.A. Dermocosmetics - All rights reserved.」と表記され、本件ウェブサイトの著作権者が原告であることが明記されている。

2 原告の代表者は、平成20年10月30日から少なくとも本件口頭弁論終結時まで、本件ウェブサイトに係る「coverderm.jp」という日本のドメイン名を個人名で取得し、これを原告に使用させていた。

3 本件ウェブサイトは、本件商標が付された原告のCOVERDERMの商品につき、日本における販売促進及び日本の消費者から直接注文を受けることを目的として、平成20年に作成されたものである。また、原告のインターネット経由での売上げは、平成23年が7863.49ユーロ、平成24年が8129.44ユーロ、平成25年が7555.50ユーロ、平成26年上半期が4289.94ユーロであることがそれぞれ認められる。